

## 不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援についてのガイドライン

不登校児童生徒については、児童生徒が社会的に自立できるように様々な努力や支援が行われてきているが、依然としてその数は高水準で推移しており、喫緊の課題となっている。

こうした中で、「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や同法7条に基づく基本方針が文部科学省より示された。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）では、「不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭に引きこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていないとはいえなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりとする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関または民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる」と示されている。

これらを受けて、本市においても、不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援に関するガイドラインを設けることとした。なお、本ガイドラインは、学校長が当該児童生徒にとって自宅におけるICT等を活用した学習が要件を満たすかを総合的に判断するためのめやすを示すものである。

### （1）児童生徒の状況

当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合の学習活動であること。

### （2）学校と家庭との連携

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②次のいずれかの者による訪問やオンラインによる対面指導等のコミュニケーションが定期的かつ継続的に実施されること
  - ・学校の教員
  - ・不登校指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの学校の支援人材
  - ・大東市教育支援センターの職員
  - ・そのほか、教育委員会が認めるもの

### （3）ICT等を活用した学習活動

- ①ICT等を活用した学習活動として、以下の内容が考えられる。
  - ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオ

ンデマンド型授業配信)

- ・学校で使用している教材や通信教育を活用した学習
- ・民間業者が提供する I C T教材を活用した学習
- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・そのほか、教育委員会が認める I C Tを活用した学習

(4) 学習内容

在籍校の年間指導計画に準拠した形で、月ごとや学期ごとなど長期的な学習プログラムになっていること。

(5) 学習評価

学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合であること。

(6) 学校長の把握

学校長は、当該児童生徒に対する訪問やオンラインによる対面指導等のコミュニケーションの様子や学習活動の状況について、例えば対面指導にあたっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

(7) 出席扱いの際の指導要録の記載について

平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び I C T等を活用した学習活動によるものであることを記入すること。